

# 学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

島根県立浜田商業高等学校

# 学校いじめ防止基本方針

島根県立浜田商業高等学校

## 1 学校いじめ防止基本方針作成にあたり

いじめの問題への対応は、学校が一丸となって組織的に取り組むべき最重要課題の一つである。いじめは、冷やかしや仲間外れなどの他に情報機器を介した誹謗中傷、物理的な暴力行為などのかたちで現れ、学校だけでは対応が困難な事案が増加する現状にある。また、いじめを受けたことによって学校に登校できなくなり、最悪の場合は自らの命を絶とうとしてしまうなど、深刻に悩み傷つき生命または身体に重大な危険を生じさせる重大な問題である。このような事態を防止するために「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という認識の中で「いじめはいじめる側が悪い」、「いじめは絶対に許されない」という共通の強い姿勢で対応する。

そこで、生徒たちが明るく主体的かつ意欲的に充実した高校生活を送れるように以下の3つの柱を基に「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

- |                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| (1) いじめの未然防止<br>(2) いじめの早期発見<br>(3) いじめを確認時における組織的かつ迅速な対応 |
|-----------------------------------------------------------|

## 2 いじめの定義

### (1) いじめとは

「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### (2) いじめの構造

「いじめを受けた生徒」、「いじめを行った生徒」だけでなくその当該行為をはやし立てたり、面白がって見る「観衆」、そして見て見ぬふりをする「傍観者」からなる。

### (3) いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、使い走りさせられたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる。

### 3 いじめの未然防止への取り組み

#### (1) 各分掌での取り組み

総務部 ～ 保護者・地域との連携・図書関連情報の充実 ～

- ・学校いじめ防止基本方針等の保護者への周知
- ・保護者面談の実施（7月、12月）
- ・意識啓発のための図書の充実
- ・読書会等を通しての意識の啓発、利用マナーの向上と利用態度観察

教務部 ～ 学習指導・特別活動の充実、生徒面談の定期的実施 ～

- ・コミュニケーション能力を高め、自信を持たせる授業づくりの実践
- ・一人ひとりに配慮した、より分かりやすい授業づくりの実践
- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの実践
- ・各学期末に面談を実施し、生徒の状況を把握する

生徒部 ～ 「さわやか浜商生」としての意識向上 ～

- ・学園祭等の行事を通しての自己有用感の育成
- ・体育祭や文化祭での集団活動を通して他者を尊重できる取り組みの実践
- ・生徒会活動（さわやか推進委員会）の充実

保健相談部 ～ 教育相談の充実・人権意識調査等の実施、人権教育の充実 ～

- ・スクールカウンセラーとの密な連携
- ・保健室来室生徒の状況把握
- ・LHR活動等を通しての人権意識の高揚
- ・意識調査による実態把握（5月、11月、1月）
- ・「さわやかステージ」の開催

進路指導部 ～ 進路実現への意識向上 ～

- ・進路意識向上への説明会等の実施
- ・進路学習を通しての対人関係能力及び自己肯定感の育成

商業部 ～ 人権教育の充実 ～

- ・課題研究活動を通しての対人関係能力及び自己肯定感の育成
- ・各種検定取得を通しての自己有用感等の育成

#### (2) いじめ防止の日常の指導体制・組織的対応

| 指導体制      | 対応事項                                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 全教職員      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の観察、声かけ</li> <li>・情報の共有</li> </ul>          |
| 担任・学年主任   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒面談、家庭との連絡</li> <li>・学年会での情報共有、実態把握</li> </ul> |
| 企画会       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の共有、必要な手立ての協議、SCとの連携</li> </ul>               |
| 生徒サポート委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の共有、教務規定に関する対応協議</li> </ul>                   |
| いじめ防止委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校全体での取り組み確認</li> <li>・情報管理の一元化</li> </ul>      |
| いじめ対策委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ事案発生時の対応、協議</li> </ul>                       |

#### 4 いじめの早期発見 ～ 生徒の校内、家庭でのサインを見逃さない ～

##### (1) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・担任と各学期末に面談の実施

##### (2) 調査等の実施

- ・意識調査等による早期発見（5月、10月、翌年1月）
- ・さわやか推進委員会の開催

##### (3) 情報の共有

- ・報告経路の周知・報告の徹底
- ・生徒情報交換会、職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

##### (4) 早期発見・緊急時の対応

別紙

#### 5 いじめを確認した際の組織的かつ迅速な対応

いじめ行為を発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。その後は速やかに校内組織に報告し、事実確認を行う。

##### (1) 生徒への対応

###### ①いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り通すという「いじめを受けた生徒の立場」に寄り添った支援をする。

学級担任だけで対応するのではなく、複数の関係教員で情報を共有するなど学校全体で取り組む。

###### ②いじめを行った生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめを行った生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

学級担任だけで対応するのではなく、複数の関係教員で情報を共有するなど学校全体で取り組む。

###### ③関係集団への対応

いじめの当該行為をおもしろがって見ていた「観衆」、そして見て見ぬふりをした「傍観者」、または当該行為を止めようとしなかった生徒達が、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するための指導をする。

###### ④その他

いじめを行った生徒自身がいじめに遭っていて、その仕返しを行う場合もあり、安易にいじめを行った生徒と決めつけない。

## (2) 保護者への対応

### ①いじめを受けた生徒の保護者への対応

相談を受けた際には、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

### ②いじめを行った生徒の保護者への対応

事実を把握した後は速やかに面談し、丁寧に説明する。

保護者同士が対立する場合などは、必要であれば学校が間に入って関係調整を行う場合がある。

## (3) 関係機関との連携

学校だけでの解決が困難な場合は、下記の関係機関等と情報を交換し、場合によってはケース会議を開催するなどして関係機関と一体的な対応をする。

### ①教育委員会

関係生徒への支援・指導、保護者への対応、関係機関との調整で連携する。

### ②警察

心身や財産に重大な被害が疑われる犯罪等の違法行為が疑われる場合に連携する。

### ③福祉等行政機関

家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活、環境の状況把握等で連携する。

### ④医療機関

精神保健に関する相談、精神症状についての治療、指導・助言等で連携する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

#### ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

#### ②いじめにより生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。さらに目安にかかわらずいじめにより生徒が一定の期間、連続して欠席するような場合は、適切に判断する。

#### ③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。

## (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に速やかに報告し、対応を相談する。生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたるものとする。

①重大事態が発生した場合の調査主体は、②の場合を除き原則として学校とする。

②以下の場合、原則として調査主体を教育委員会とする。

- ・ 重大事態が自死事案の場合
- ・ 事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと、教育委員会が判断する場合

## 7 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月）継続していること。

### (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等を通じて確認する。

いじめが解消に至ってない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する必要がある。「いじめ防止委員会」は、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。